

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23rd Flr, 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110, Thailand
地図

E-Mail : siasia@loxinfo.co.th (総合窓口、調査)

patent@siasia.co.th (特許)

design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S & I JAPAN http://www.s-i-asia.com/about_us/about_us5、地図

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シエール青山 2 階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp

(担当: 鈴木秀幹弁理士・矢守章子・有吉文・井口文絵・Saay Palalikit)

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

～編集者より～

記事目次

～タイ新コンピュータ犯罪法により全てのコンピュータが犯罪の道具立てとされる～

～タイ新コンピュータ犯罪法にアクティビストが抗議する～

～タイのミャンマー向け投資が増加している～

～タイ商務省が旅行者を対象とした「Stop Fake Goods」キャンペーンを開始するため外国大使館に支援を要請～

～タイ事業開発局が外国人事業法改正を目指し改正の研究の入札を実施する～

～タイが PISA で成績を落とした一方、シンガポールとベトナムは好成績を収めた～

～タイ新コンピュータ犯罪法がなぜタイランド 4.0 のために必要か?～

～タイ・プラユット首相は、コンピュータ犯罪法が国家安全保障のために欠くことのできないものであり、人々の権利にダメージを与えない、と述べた～

～タイ・プラユット首相は、1km に及ぶ大量輸送鉄道システムの“未接続区間問題”の解決に乗り出す～

～タイの関税項目が WCO のシステム変更に伴い 6 月に増加する予定～

～タイは 2017 年に知的財産を後押しする～

～タイ高速鉄道プロジェクト建設は 2017 年着手予定である～

～タイへ日本の中小企業が続々と進出している～

～タイ陸軍ラジオ・テレビ放送局 (TV5) と味の素基金が毛布の寄付を行った～

～タイの学生チームがブライユ点字に関する発明で APEC の科学賞を受賞した～

～タイは米作の大規模化を強く推進する～

～タイ商務省は農家にハーブ栽培を奨励する～

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを1月25日付けで更新しました。

(2月、3月の祝祭日のお知らせ)

2月は13日が祝祭日です。3月は祝祭日がありません。

(タイ国王崩御に伴う休日について)

今後式典その他の影響で特別な休日が設けられる可能性がありますので、ご注意ください。

(再信: 第4報: 商標法改正は2016年7月28日より施行されました)

7月28日に施行された新商標法には、連合商標制度の廃止、音商標の採用、応答期間の短縮、料金値上げなどの、改正がなされています。 弊所ホームページでは、2016年商標法和訳2016.9を掲載しました。 なお、この改正に伴う省令などの下位法令の改正については、4月12日付けで意見募集がなされておりますので、これも案が確定次第、お知らせ致します。 **1月25日現在、省令規則は確定していません。**

マドリッドプロトコルへの加盟時期については、商標法改正施行後にタイ政府よりWIPOへ加盟申請書が発布され、その後通常3ヵ月で発効します。 知的財産局の発表では、WIPOへの加盟申請が来年1月、その後の発効となり2017年4月頃を予定しているとのことです。 なお、弊所は、新商標法のQAを作成しましたので、ご要望の方は弊所までご連絡ください。

(再信: タイ知的財産裁判所の控訴審導入について)

2016年10月より、控訴審の導入が国会承認され施行されました。この控訴審は、今ま

で二審制としていた特殊事件(労務、知財、税務、破算、家庭事件)に適用されるもので、2016年7月末より最高裁取り扱いとなった案件を対象としています。特に、労務事件が圧倒的に多いのが特徴です。現時点、この控訴審に提訴した知的財産事件は1件のみという情報です。

(PPHにおけるクレーム対応表の記載についてのご注意)

最近、弊所にて他事務所が取り扱っている PPH 案件を調べた処、クレーム対応表には全て同一である旨、記載されているにも関わらず、登録クレームが日本特許クレームとなっておらず、欧州クレームとなっている案件が発見されております。このような実務は、PPHの趣旨に反し、悪用している事例ですので、ご注意ください。もし、欧州クレームに合わせるには、一旦日本クレームに合わせた後に、普通の補正で欧州クレームに合わせるようにして戴きたいと思います。

～編集者より～

今年こそ穏やかな年を送りたいと初詣で願掛けをしたものの、トランプ米国大統領就任以来、毎日のようにメディアでの騒動が続いている。

1月28日より春節(旧正月)となり、華僑系の連中は一斉に休暇となった。長い人で約一週間の休みとなる。弊所でも全所員の3割近くが休暇となった。休暇承認方法は、本人の自己申告のみを信じるだけなので、自称華僑と言われれば、休暇承認となるわけである。

街角の観察から、今年の旧正月は、例年と違いタイ前国王の喪中期間なので、全く華やかさが無い。服装も一部赤色を取り入れて着ている人も極少数だが居る。例年だと真っ赤な服で着飾った人々が出てくるのだが、今年は、全く違う様相である。

さらに、不思議な事に、今年の旧正月は、買い物客(例年正月の次の日にはお金を持った子供達がパソコンやゲーム店に群がるのだが)が少ない。また、空港での海外へ出発する旅行者も少ないように思える。景気が悪いのか、それとも喪中だからなのか。

さて、タイ政府知的財産局副局長スパット氏のスキャンダルニュースが日本から飛び込んできた。詳細は、次号の記事で紹介するが、1月25日京都のホテルでの絵画窃盗事件(ホテル廊下に飾ってあった3枚の絵画、15000円相当)で逮捕されたのである。丁度、日本政府の会合参加の合間に私用で京都旅行していた間の犯行となった。本人は酔っていたと説明している。

タイ国内では、大きく報道され、テレビや新聞では、一面扱いとなった。タイの民間団体は、

懲戒免職を政府に要求した。タイ政府官僚の日本での逮捕ニュースとしては、成田空港で拳銃を隠し持っていたタイ政府警察官僚が逮捕されて以来となる。動機は未だ不明だが、すでにスパット氏は、タイに帰国しており、辞表を提出したと報じられている。処分については、懲戒となるかどうか、未だ待ちの状態である。

いずれにせよ、日本語が堪能で、名古屋大学出身の有能な官僚であっただけに、同氏の失脚は、タイ政府だけでなく、日本政府及び日本企業としては、大いなる損失となる。

3月5日～6日に、天皇皇后両陛下が来タイされる。前国王の弔問のためだが、前回来訪されたのが、2006年なので、11年振りということになる。前は前国王在位60周年記念だったが、タイのマスコミは外国からの元首の報道の中で、天皇陛下の報道がトップ記事扱いだったのが記憶に残る。今回も恐らく大歓迎となると想定するが、新国王とどのような関係を築かれるのか皇室外交に注目したい。

～タイ新コンピュータ犯罪法により全てのコンピュータが犯罪の道具立てとされる～

2016年コンピュータ犯罪法(Computer Crime Act : CCA16)は、古く、現行法の2007年コンピュータ犯罪法(CCA07)を置き換えるものである。CCA07は長年にわたり多くの人々を監獄に送り込んできたのは確かであるが、十分でもなければ長すぎもしなかった。当局は裁判所へ行き主張を述べねばならず、そして現在それはあまり当局がやりたくはないことである。王位継承後の新たな社会状況の中、現在の制度は、今までタイでは見られなかったような、君主制に対する無礼への圧力を強めている。CCA16はそのようなキャンペーンにおける槍の矛先となるであろう。しかしながら、これがこの法案に対する反対の主な理由ではない。それは単純に、昨年早々に単一の回線を通じてオンライントラフィック全てをつなごうとする、シングルインターネットゲートウェイを設立しようとした首相の意図に沿うものであるからである。政府は総力を挙げて全てを監視したいと望んでいる。現在、それは6,500万人の国民全員が疑っている事項であることは明らかである。Change.orgを通じてCCA16に対し反対する請願をした35万人の市民にとって、実際には反対を実現できる機会はなかった。国民立法議会(National Legislative Assembly : NLA)では、賛成168票と棄権5票が投じられた。35万の請願者を超えてさらにカウント中の反対に加え、現在、ビジネスコミュニティもまた沈黙している。CCA16は全ての政府職員(年収60万バートのビール会社に対するアドバイザーを含む)に対し、インターネットプロバイダに出向いて、「全ての他のビール会社に関する全ての記録を提出するように」と申しわたすことを認めている。このように、CCA16は裁判所命令を得るという厄介な手続き書面を不要としている。このCCA16はまた、世界中の関心を集めている。セキュリティを担当する副首相であるプラウィット・ウォンスワン(Prawit Wongsuwan)大將は、タイは外国からの侵略から安全であるためにシングルゲートウェイインターネットシステムを必要としており、それはすぐに準備されるべきである、と述べた。昨年判明

したことだが、政府はシングルゲートウェイのための計画と正当化事由を含めていた。知らされていないステートメントの中で、CCA16 は全てのコンピュータを潜在的に犯罪の道具立てとする、という事実がある。すでに、ブラウITT大将とサンセーン少将が両方憎まれているとする記事をフェイスブックにリンクした男性が逮捕されている。国民立法議会の委員会議長であり、CCA16 の起草者である Chatchawal Suksomjit 警察大将は、市民の真剣なオンライン請願とともに示された市民の懸念を一笑に付して、少しの含み笑いとともに、CCA16 が通過した後に、この法律は重要であり必要であるが完全に人権を侵害するものではないことを再保証する、と述べたことを示した。この法律の目的が特にスピーチの自由と情報の自由をいかにして侵害しかつまたは罰するかにあることを示す例は十分に蓄積された。似たような話として、立法の最終段階にある憲法の第 2 版も、同様な迫力と曖昧とともに個人の権利と自由を制限する内容を含んでいる。

(2016 年 12 月 18 日、バンコクポスト)

～タイ新コンピュータ犯罪法にアクティビストが抗議する～

昨日、バンコクのパトゥムワン地区で、チュラロンコン大学の Aomthip Kerdplanon(19)率いる、“Free Internet Society of Thailand”を名乗る小集団のアクティビストが、改正コンピュータ犯罪法に反対してプラカードを掲げて抗議を行い、同法に反対する 36 万余の署名があるにもかかわらず法案を通過させた国民立法議会(National Legislative Assembly : NLA)の決断に対して異議を唱える声明を読み上げた。抗議活動は非常に多くの警官および兵士によって監視され、30 分後に、当局は活動が非合法であると考えられるとして、抗議者に対し解散を命じた。この日早く、Sansern Kaewkamnerd 政府スポークスマンは、コンピュータ犯罪法に対する抗議に参加しようとする者は法律に違反することになるから再考するようと呼びかけていた。Sansern スポークスマンの警告は、昨日、民主記念塔およびパトゥムワン地区のバンコク芸術文化センターで計画されていた抗議活動への参加を、法律への反対を求めるソーシャルメディア上に掲載された後に行われた。この要請は、Citizens Against Single Gateway グループのフェイスブック上に投稿されたが、同グループは抗議活動の主催を拒否した。コンピュータ犯罪法反対の先頭に立ってきたタイネチズンネットワーク(Thai Netizen Network)もまた、抗議活動でなんらかの行動を行うことを拒否した。

(2016 年 12 月 19 日、バンコクポスト)

～タイのミャンマー向け投資が増加している～

タイ投資委員会(Board of Investment : BOI)は、ミャンマーおよび他のアセアン諸国へのタイからの投資を振興するという BOI の戦略の一環として、来年早々にヤンゴンに海外事務所を開設する予定であり、また、来年ハノイに、2018 年にジャカルタに海外事務所を開設の予定である。タイ銀行(タイ中央銀行)のデータによると、35 カ国以上に対し 1,743 億パーツを上回る 2015 年のタイの直接海外投資は、そのうち 12.2%、213 億パーツはアセアン向けで

あった。この割合は、2014年の1,860億パーツ中47.69%、887億パーツを下回っている。しかしながら、今年最初の9ヶ月間でアセアン向け投資は全体の55.33%、1,977億パーツ(S&I注:原文ママ)に達している。なお、2013年には3,838億パーツ中の11.86%、455億パーツがアセアン向けであった。また、今年最初の9ヶ月間でのミャンマー向け投資は約140億パーツとなっている。BOIは海外事務所において、特に市場経済の現況、投資政策、機会、法規制、ビジネスカルチャーに関するより深い情報を提供することを目指している。BOIのChokedee Kaewsang副事務局長は電子メールによるインタビューに答えて、ミャンマーはその高い経済成長率、国内市場の急激な発展、天然資源および労働力における競争力の強み、及び支えとなる国境輸送ネットワークのおかげで、アセアンにおける最大投資先であり、重要なことに、国内需要が活発に伸びていることがタイ企業にとってポジティブである、と述べた。

(2016年12月19日、タイネーション)

～タイ商務省が旅行者を対象とした「Stop Fake Goods」キャンペーンを開始するため外国大使館に支援を要請～

タイ商務省は旅行者を対象とした「Stop Fake Goods」キャンペーンを開始するため外国大使館に支援を要請した。タイ政府は模倣品の取引者の納税記録を調べ厳しい捜査を行うと述べている。商務省知的財産局のトサポン ダンスブット局長は、模倣品取引に関するタイの悪評から確実に脱却するため、2017年は旅行者に対し模倣品を購入しないよう強く要請していくとし、「知的財産局では自国からの旅行者にタイを訪問した際に偽造品を購入しないよう警告するよう各国大使館と協力していく。この他観光地や目立つ場所に偽造品の売買を行わないよう警告する看板を設置する」と話した。この看板は空港並びにBTS、地下鉄及び鉄道の駅に設置される予定で、タイ語と英語の他いくつかの場所では中国語でも表記される。トサポン局長は模倣品の取引者に対する罰則の強化のため、知的財産局は歳入局と協力し侵害の容疑者の納税記録の調査を行ってきたと話した。

(2016年12月19日、タイネーション)

～タイ事業開発局が外国人事業法改正を目指し改正の研究の入札を実施する～

商務省事業開発局は2017年に教育及び法律の専門家を対象に外国人事業法改正調査の入札を行う。同局は2017年中に調査を終了させることを希望している。この動きはタイの複数の事業関連法を時代に合ったものとし、切れ目ない市場における投資の成長を目指したものである。Banjongjitt Angsusingh 事業開発局長は外国人事業法は企業に対する規制をより柔軟かつ効果的なものにする必要があると話した。外国人事業法は1999年に発効した。過去にも複数の内閣がこの法律の改正を計画したが、内閣の交代が頻繁に行われたことなどから改正は大きくは進捗しなかった。事業開発局は外国人事業法 Annex IIIの解除を継続し、同局により既に規定されている企業を除外する予定である。

これより以前、銀行及び保険業の多くの企業が ANNEXⅢから除外された。事業開発局は 2017 年の第 1 四半期に別の法律により規制されている 17 の企業を除外する予定であると話した。除外される企業には、イスラム銀行、自身のネットワークを持たない通信事業者及びイノベーションを振興するタイ 4.0 政策の下行われている政府の投資奨励に関連する事業者が含まれている。

(2016 年 12 月 19 日、タイネーション)

～タイが PISA で成績を落とした一方、シンガポールとベトナムは好成績を取めた～

OECD 生徒の学習到達度調査 (Programme for International Student Assessment, PISA) の 2015 年国際調査結果が発表され、シンガポールが中国を押さえ 70 か国中トップになったのに対しタイの生徒の成績の下降が示された。驚いたのはベトナムの生徒の点数で、前回 2012 年調査の 17 位から今回 8 位に上昇し先進国数カ国の点数を上回った。タイは全ての分野で前回調査より点数が低くなり、全体としては 54 位、分野別では数学が 54 位、読解が 57 位、科学が 54 位であった。このテストは OECD が 15 歳の生徒の読解、数学及び科学の能力を評価するために実施しているもので、タイは 2000 年から参加している。シンガポールとベトナムの成功の理由はどこにあるのだろうか。OECD の Andreas Schleicher 教育担当ディレクターは BBC に宛てた文書で、主な要因は教授方法にあると述べている。シンガポールでは家庭の経済状況による大きな差異はなく優秀な成績となっている。Schleicher 氏はシンガポールでは教育の品質に多く投資を行っており、教えることの名声とステータスが上がり、優秀な学位取得者を惹きつけているとし、シンガポールは教員を学位取得者の上位 5% から採用していると付け加えた。ベトナムの成功について同氏は、政府担当者の前向きな考え方、焦点が絞られたカリキュラム、社会的地位の向上及び教員への投資によるものだとしている。同氏はまた、ベトナムでは欧州や北米の「広く浅く」とは対照的に生徒に概念の核心を理解し、コアスキルを身に付けさせようと作られたカリキュラムに注目している。

(2016 年 12 月 19 日、バンコクポスト)

～タイ新コンピュータ犯罪法がなぜタイランド 4.0 のために必要か？～

タイ新コンピュータ犯罪法は人権擁護者からの鋭い批判にさらされているが、オンライン及び他のデジタル事業に従事する大多数からはこの立法は歓迎されている。同時に、表現の自由及びソーシャルメディアと他のデジタルメディア上の情報へのアクセスも新法のもとでより厳重に規定されるとともに、著作権のあるオンライン上のコンテンツのような知的財産権の保護もより持続的デジタルエコノミーへの道を開くために改善されるであろう。新たな規則はタイデジタル経済社会省 (Ministry of Digital Economy and Society) 大臣にオンラインコンテンツをスクリーニングする使命を課された委員会の 9 名の委員を任命するための権限を与えている。裁判所の認可とともに、委員会はウェブサイト及び他のオンラインプラットフォームか

ら不適当とみなされたコンテンツを除去することができる。タイ ICT 産業協会(Thai ICT Industry Association)の Thanachart Numnonda 会長のような専門家も、新法は 2007 年に施行された最初のバージョンから完全に新しくなったわけではないと指摘する。ほとんどの改正部分は既存法の単なるアップデートに過ぎないが、タイの経済及び社会に対するオンライン及び他のデジタル活動の重要性を反映させ、その結果エンフォースメントが強化されている。タイコンピュータ法は他の法律と比べ例外的に厳格であるが、アメリカ、シンガポール、中国を含む国々は国家安全保障及び他の目的から類似した法を有している。タイランド 4.0 において、現在、PromptPay 及びテックスタートアップが具体的な行動によってフォローされるべきパスワードとなっている。例えば、政府がスポンサーである PromptPay オンライン支払プラットフォームは、タイの e ペイメントにおける新たな段階を案内する非常に重要な役割を果たすものである。PromptPay はモバイル電話番号を代替の銀行口座として用いることによって、政府福祉の受給者のため及び資金の無料移転のため、来年第 1 四半期に開始される。成功すれば、このプラットフォームは、スタートアップにおける技術をよく理解している新世代の起業家により開発されたものを含め、タイの e コマース及び他のデジタル活動にとって重要なインフラとなる。

(2016 年 12 月 21 日、タイネーション)

～タイ・プラユット首相は、コンピュータ犯罪法が国家安全保障のために欠くことのできないものであり、人々の権利にダメージを与えない、と述べた～

非常な議論を呼んだコンピュータ犯罪法案について、プラユット首相は昨日、世界的なサイバー上の脅威から国の安全を保護するために必要なものである、と述べた。また、外務省 (Ministry of Foreign Affairs) は、新たな法案は、他の外部民間団体が示唆するような、人権を損なうものではない、と述べた。提案されている法律は、テロリズム、個人情報盗用、詐欺及び子供に対するオンライン犯罪といった、サイバーセキュリティにおけるさまざまな脅威から公衆を守るものである。暫定軍事政権が任命した国民立法議会 (National Legislative Assembly : NLA) により先週金曜日に承認された、1 つ前の 2007 年法からの改正法案は、人権とオンラインプライバシーを侵害し得るとの理由で強い批判にさらされた。ソーシャルメディアのユーザーは、“平和及び公序良俗(peace, order and good morality of people)を乱す”とみなされるコンテンツを選別し除去するための 9 名からなる委員会設立を必要とする第 20 条に対する懸念を表明し、“平和及び公序良俗”の定義は、時の権力者によって広く解釈されかねず、暫定軍事政権に対し異なる意見を持つ人々に対するツールとして使われる恐れがある、と述べた。以前、コンピュータ犯罪法はプラユット首相の政府において、不敬罪及び治安妨害法とともに、暫定軍事政権の関わる汚職を追求する視覚表現として共有されるような、オンライン上の動きと対処するためのものとして用いられてきた。プラユット首相は昨日、“風紀(morality)”の定義についてはすでに明らかであり、タイは仏教徒の国であって、(改正法の)意味をなぜ人々が理解しないのか?と述べ、“風紀”は平和、秩

序及び国家安全保障についてのものであり、この意味でなければ私たちは何もできない、と述べた。NLA の決定は、政府のウェブサイトが機能不全となるという脅威を招いた。そのターゲットは官邸ウェブサイトで、月曜には数時間の間、アクセス不能となった。Anupong Paochinda 内務大臣は、政府は政府ウェブサイトをハッキングした者に対し法的措置をとることができる、と述べ、すでに防護措置を施した、と述べた。Srivara Ransibrahmanakul 国家警察副本部長は、これらの政府ウェブサイトのハッキング後、捜査官が捜査にあたっており、ハッキングした者は 5 年以下の懲役か 10 万バーツ以下の罰金かまたはその双方に直面することになる、と述べた。Srivara 副本部長は、政府のコンピュータシステムに対するハッキングは、国家安全保障に対する脅威である、と述べた。

(2016 年 12 月 21 日、タイネーション)

～タイ・プラユット首相は、1km に及ぶ大量輸送鉄道システムの“未接続区間問題“の解決に乗り出す～

プラユット首相はタイ高速交通公社(Mass Rapid Transit Authority of Thailand : MRTA) に対し、タオープン駅～バンスー駅間の未接続区間を運営するために、現在のブルーラインの運営者であるバンコクエクスプレスウェイ&メトロ(Bangkok Expressway and Metro : BEM) に従事するように命じた。昨日の閣議後、プラユット首相は 2017 年中頃までに 1km の未開業区間の開業を確実にするためには、新たな命令が必要であると述べた。暫定憲法第 44 条に基づいて発出された命令は、プラユット首相が 7 月に、未だ建設中であるブルーラインの 2 つの延長路線を運営するための、MRTA と BEM との間の直接協議をスピードアップするためにこの条文のもとでの特権を行使したことによる。7 月の動きは、ノンタブリーとバンコクを結ぶ 26km の鉄道サービスであるパープルラインが 8 月には全線開業することを確実にすることを期待したものであった。しかしながら、MRTA はパープルラインとブルーライン(ファランポン駅～バンスー駅間)の接続の提供に失敗し、両鉄道路線の接続に問題を引き起こした。現在、シャトルバスがこの区間を結んでいる。また、BEM に対する、サービスの運営が独占にあたるとの申立が行われている。以前、MRTA は BEM と話し合い、1km の路線の信号システムの設置に 6 億 9,300 万バーツ、1 年あたりの運営に 5,200 万バーツとの金額を提示している。MRTA の Yodyuth Boonyatikarn 副総裁は、MRTA は BEM との協議をできるだけ早く行い、MRTA は自身で運賃を改定するとともに、MRTA 取締役会は来年 1 月 11 日に協議結果が出るものと期待している、と述べた。計画通りに事態が進んでも、信号の設置完了に 6 ヶ月、さらに 2 ヶ月の試運転が必要であることから、開業は来年 8 月または 9 月と目される。BEM が 2 つの延長路線の契約を勝ち取った場合、MRTA は路線を BEM に譲渡することになる。Yodyuth 副総裁は、延長路線の進捗に関し建設作業は概ねスケジュール通りであると述べた。MRTA は建設中の延長路線の運営主体をまだ決定していない。延長 2 路線は、ファランポン駅～バーンケー駅間の 14km とバンスー駅～タープラー駅間の 13km が建設中である。

(S&I 解説: バンコクの大量輸送鉄道システムは上下分離方式を採用しており、MRTA が路線の建設及び設備保有を行い、BEM が運営にあっている。パープルラインはノンタブリー県のバンパイ運河駅とタオープン駅の全線が昨年 8 月に開業した。一方、ブルーラインは現在一部区間であるファランポン駅～バンスー駅間が開業しているが、その延長区間である、バンスー駅からパープルラインとの接続駅であるタオープン駅を経てタープラー駅に至る区間の開業が遅れているため、ブルーラインのバンスー駅とパープルラインのタオープン駅との間約 1km は、徒歩接続もしくはシャトルバス利用となっている。そのため、バンコク郊外のノンタブリー県からバンコク都心に向かうにあたり、運賃の問題以外に、両路線の乗換が不便であることもあり、パープルラインの利用が低迷している。)

(2016 年 12 月 28 日、バンコクポスト)

～タイの関税項目が WCO のシステム変更に伴い 6 月に増加する予定～

関税局の情報筋によれば、タイの関税局が加盟する世界税関機構 (World Customs Organization, WCO) の統一システムの変更に伴い、6 月 1 日より関税項目数が 13% 増え、10,800 項目となる。WCO は世界の貿易に 5 年に一度システムの改正を行っている。統一システムは貿易される商品を分類する国際基準システムである。前述の情報筋は匿名を条件に改正される関税項目は環境保護、自然界の均衡及び変化するテクノロジーの分野であると話した。環境保護向けの関税障壁はサメなどの海洋生物の取引を思い留まらせることを目的としている。さらに、日本はプラグインハイブリッド電気自動車等の自動車分野における技術進歩に即した関税の適正化を提案している。現在の関税項目はガソリン及びディーゼル車だけとなっている。新しい関税項目には LED チューブも含まれている。タイの関税局は 9 月 30 日に終了した 2016 年会計年度の歳入を 1,110 億バーツに修正した。これは関税体系の削減と輸出の減少に起因する。2017 年会計年度の初めの 2 か月も目標値に届かなかった。

(2016 年 12 月 28 日、バンコクポスト)

～タイは 2017 年に知的財産を後押しする～

タイ政府は来年、特許登録のための長い待ち時間を削減し、小特許の特許性及びそのエンフォースメント関連の改善とともに、地域社会に対して利益を分配してもたらしめるための特許法改正に着手する。新たに任命されたトサポン・ダンスプット (Thosapone Dansuputra) 知的財産局 (Department of Intellectual Property, DIP) 局長は、職員が現在の特許法の特許登録のための手続きと時間を現在の 5 年からわずか 3 年に削減するための改正を行なっている、と述べた。改正はまた、伝統的知識から得られたあらゆる利益をその発生源に資するように地域社会へ利益を共有することを計算に入れている。職員はまた、特許審査官の間での不必要な業務の重複を避け、特許審査の質と効率性を増強するためにいろいろな国々に対して相談を行なっている。例えば、ワークシェアリングの合意後は、一度ある特許

登録出願が日本の特許庁での審査をすでに通っていた場合、タイにおいて審査を繰り返す必要がなくなる。しかしながら、トサポン局長は、タイ特許法は種苗及び動物に関連する特許をカバーしていないから、これらに対する特許出願のための再審査をいまだ必要としている、と述べた。なお、種苗は種苗法で管理され、農業・協同組合省(Agriculture and Cooperatives Ministry)が管轄している。トサポン局長は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights, TRIPS)におけるドーハ宣言に従うため、また、出願人に対し単一出願によって任意の数の加盟国に意匠を登録することを許容する条約であるハーグ協定(Hague Agreement)へのタイの加盟を進めるために、2017年にタイは国内特許法を改正する必要があると述べた。また、トサポン局長は、責任ある当局が知的財産侵害と取り組む努力を続けることを述べて、政府がアメリカの知的財産権優先監視国リスト(Priority Watch List for intellectual property)から来年タイが除外されるべく関与すると述べた。プラユット首相は国の職員に対しデジタル侵害撲滅、とりわけ、フェイスブックのような流行のソーシャルメディアを用いた取引やウイークエンドマーケットでの取引の撲滅を命じている。デジタル侵害と取り組むための戦略の一部として、政府は8月に、短期、中期、長期のアクションプランを含む、知的財産リフォーム20年計画を承認した。短期アクションプランは来年4月に新たなエンフォースメント手段を通じてタイを知的財産権優先監視国リストから除外させるよう政府に求めるものである。2018-2021年の間の計画は、タイ人に固有の知的財産を開発すると同時に保護し、知的財産侵害を抑制する支援を行うことを含んでおり、また、知的財産創出、知的財産の商用化、法の行使及び地理的表示の振興を刺激する、新たな環境の設立を求めている。プラユット首相が議長を務める国家知的財産政策委員会はまた、タイ当局及びアメリカのカウンターパートにより共同で実行される、長期リフォーム計画及びアクションプランを承認した。短期的手段として、当局は、特に国中のレッドゾーン及び悪名高い市場における海賊版壊滅のため、国内治安維持部隊(Internal Security Operations Command : ISOC)、特別捜査局(Department of Special Investigation's : DSI)及び国家警察と緊密に業務を行う。レッドゾーンには、バンコクのマープンクロンセンター、パンティンププラザ、クローントム、バーンモー、スクムヴィット通り、及びパッポン、チェンマイ及びブーケットの市場、タイ-カンボジア国境のローンクルア市場が含まれる。タイ政府は2021年までにこれらの手段により知的財産侵害の根絶を目指している。(2016年12月30日、バンコクポスト)

～タイ高速鉄道プロジェクト建設は2017年着手予定である～

中国、及び日本と高速鉄道開発プロジェクトを行うという政府の野心的な計画が今年実現の見込みである。中国はバンコクからノンカーイを結ぶ鉄道計画に関与しており、日本はバンコクとチェンマイを結ぶ路線の一部に関与する。中国-タイプロジェクトは2つの区間に分けられており、第1期区間がバンコク～ナコンラーチャシマー間252.5km、第2期区間がナコンラーチャシマー～ノンカーイ間354kmであり、時速250kmで列車が走行可能である。第1

期区間はさらに 4 つの部分に分割され、そのうちのナコンラーチャシマー県内のクランドーン駅～パンアソーク駅間 3.5km について、今年 3 月初めの着工を確信していると Arkhom Termpittayapaisith 運輸大臣が述べた。同区間の入札は 2 月に終了する。12 月に議論された、プロジェクトに関する中国及びタイ政府間の会合に基づくと、バンコク～ナコンラーチャシマー間の建設費用は 1,794 億バーツである。昨年 3 月に、バンコク～ノンカーイ鉄道建設の共同開発に関し、タイと中国は合意に達していたが、中国が見返りとして線路や駅沿いの土地区画の提供を求め、また、鉄道信号システムに対する借款について中国がドル建てなら 2.3%、人民元建てなら 2.8%の利率を提示した結果、タイ政府は昨年末に、タイの資金でプロジェクトへの投資を行い単独で建設を行うが、鉄道車両と信号システムは中国から購入する旨のアナウンスを行なった。バンコク～ナコンラーチャシマー間の建設には 3 年を要する見込みである。翻ってバンコクとチェンマイを結ぶタイー日本高速鉄道プロジェクトは、バンコク～ピサヌローク間 384km、費用 2,274 億バーツの区間と、ピサヌローク～チェンマイ間 285km、費用 2,693 億バーツの 2 区間に分けられる。列車は時速 300km に達する速度で運行される。日本は昨年、プロジェクト調査の許可を求めており、本年、細部の設計が行われる。建設は 2018 年開始、2022 年完工の予定である。

(2017 年 1 月 3 日、バンコクポスト)

～タイへ日本の中小企業が続々と進出している～

タイ工業振興局(Department of Industrial Promotion)の戦略マネジメント部(Bureau of Strategies Management) Nangnoi Wetayapong 部長は、タイー日本共同による中小企業振興努力のもとで、700 社を上回る日本企業が今年タイへ実際に投資を開始する、と述べた。この取り組みは、タイへの投資の開始及び拡大のために、日本の主要な都道府県の中小企業を誘致するプロジェクトの一部である。日本の 47 都道府県のうち 17 都道府県の中小企業が、ここ数年の間に、より多くの日本の中小企業がタイへ投資を行って一緒に働こうとの工業省との覚書に署名した。タイの工業振興局と日本の JICA が海外投資の機会を探している日本の中小企業支援のために協力している。Nangnoi 部長は、このプロジェクトはタイを含む海外市場へビジネス及び投資を拡大しようとしている中小企業振興を目的としたもので、海外進出機会を探している日本の中小企業を支援するという日本の政策の一部である、と述べた。埼玉県から 197 社、山梨県から 11 社が投資を行なっているほか、京都府からも今年投資予定の企業があり、また、秋田県から 6 社の 21 工場、鳥取県から 19 社の 22 工場、島根県から 21 社の 21 工場、愛知県からは 280 を超える社の 416 工場、富山県から 58 社の 31 工場が進出あるいは投資済みであるか、これからの進出あるいは投資を行う予定である。

(2017 年 1 月 11 日、バンコクポスト)

～タイ陸軍ラジオ・テレビ放送局(TV5)と味の素基金が毛布の寄付を行った～

「Give Warmth to Thai Society」事業により、寒さに苦しむチェンマイの人々に毛布 6,500 枚 150 万パーツ相当が寄付された。この事業は味の素基金による支援を受けてタイ陸軍ラジオ・テレビ放送局(TV5)により行われており今年で 4 年目となる。

(2017 年 1 月 11 日、タイネーション)

～タイの学生チームがブライユ点字に関する発明で APEC の科学賞を受賞した～
タイ・ペチャブリーのプリンセス・チュラポーン・カレッジ・ペチャブリー(Princess Chulabhorn's College Phetchaburi)の 6 年生(S&I 注:日本の高校 3 年生相当)3 名からなるチームが、1 月 7 日から昨日までソウルで開かれた第 6 回 APEC Future Scientist Conference 2017 における科学コンペティションにおいて、インターネットベースのブライユ点字翻訳及び印字プログラムにより受賞した。タイ国立科学博物館(National Science Museum : NSM)の Kannika Wongthongsiri 館長代行は、この賞は APEC 諸国の間で重要な発明イベントとみなされていると述べた。コンペティションにはアメリカ、韓国、台湾、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ベトナム、カンボジア、タイを含む国々からの参加者が出席していた。チームによると、受賞したプロジェクトにおいて、チームはドキュメントをブライユ点字へ換字する際の精度を向上し印字出力をより簡単にするコンピュータプログラムを発明したもので、プログラムはすべてのデバイス上で動作可能であり、同時にいくつかのデバイス上で使用することができるものであり、チームはさらなる改良を考えている。

(2017 年 1 月 15 日、バンコクポスト)

～タイは米作の大規模化を強く推進する～

タイ政府は本年、生産コスト削減及び生産性向上のため、農家への低利融資、機械及び設備提供を行って、米作のメガファームスキームを強く推し進める。このスキームは関連農地 105 万ライ(訳注:ライとは、タイでの面積を表す単位、1ライが 1600 m²に相当)をカバーする。新任の Chutima Bunyapraphasara 農業・協同組合省(Ministry of Agriculture and Cooperatives : MOAC)副大臣は、米作のメガファームスキームは本年、異なる地理的条件、及び、参加農家の異なる要求に基づいて、3 つの異なる農業モデルとして改善されて実施される、と述べた。昨年実施されたメガファームプロジェクトは、収穫機械を装備した後に、参加農家の農地を一箇所に集約することを必要としていた。参加農家は、タイ農業・農業協同組合銀行(Bank for Agriculture and Agricultural Cooperatives : BAAC)から 500 万パーツまでの借入利率を 0.01%で行うことができ、また、商務省(Ministry of Commerce : MOC)がコメのマーケティングと販売、及び購買者の発見に責任を持つ。昨年 8 月、内閣は 2017 年から 2019 年の間、BAAC を通じてのメガファームプロジェクトに対する 3,250 億パーツ相当の資金貸付を認可した。昨年は 381 の米作メガファームが 94 万ライの耕作を行い、合計 6 万 3 千名の農民がこのスキームに参加した。MOAC はこのスキームを 426 の米作メガファーム、105 万ライ、参加農民 72,142 名に拡大する目標を有しており、同省ではよ

り多くの農家をこのスキームに引き入れるため、インセンティブの見直しを行なっている。MOC の元事務次官である Chutima 副大臣は、本年、MOAC はまた、食の安全安心と農業分野におけるよい農業実践(Good Agricultural Practice)に注力する、と述べた。Chutima 副大臣は、農業技術の改善と連携して、タイは安全な農作物と有機農作物の間の相違と、どのようにして農産物を選択して、安全で高品質な農作物のためにより高い金額を支払うかについて、消費者の間によりよい理解を作り出す必要がある、と述べた。

(2017 年 1 月 16 日、バンコクポスト)

～タイ商務省は農家にハーブ栽培を奨励する～

世界的な健康及び高齢化社会への関心の高まりを受けて、商務省 (Ministry of Commerce : MOC) は農家の収入増加を目的にタイのハーブを国際的に振興することを決定した。アピラディ商務大臣は、政府は農家の収入拡大を図るという政策のもとで、タイのハーブが新たな主要作物になり得ることから農家に対し栽培を奨励している、と述べた。アピラディ商務大臣は、タイのハーブは有利な作物になり得るもので、コメ、キャッサバ、ゴムといった多くの商品作物に置き換わり得るものである、と述べ、ハーブの価格は上昇基調にあり、多くの経路を通じて付加価値を加えることができる、と述べた。ニンニク、ショウガ、コウリョウキュウ、レモングラス、プライ、コブミカンの葉、プエラリア、アロエベラ、カルシニアを含むハーブの需要が高く、これらは生鮮品として、また同時に化粧品、サプリメント及び薬品、マッサージオイル、アロマ、石鹸、シャンプー及び茶への加工用途としての、需要が高い。タイハーブの輸出振興において、ターゲットとなる国は主としてアジアで、主に香港を含む中国である。日本、アメリカ、欧州への輸出は厳重な規則に合致しなければならない。商務省によると、タイのハーブ輸出は年間 5 億パーツであり、ハーブ抽出物の輸出は年間 2 億 7 千万パーツである。ハーブを含む化粧品及びヘルスケア製品の輸出を含めれば、年間輸出額は 710 億パーツ超である。

(2017 年 1 月 16 日、タイネーション)